

第7回市民会議

日 時：平成21年5月25日（水） 午後7時～8時55分

場 所：須崎市総合保健福祉センター2F 会議室2

参加者：市民会議委員18人

市長、企画課長補佐、企画係長、担当

[開会]

■ 市長あいさつ

■ 委員長選出

第4回全体会で会議の進捗状況に合わせて決定することとなっていた「委員長」について、ご意見をお聞きしたところ、委員長推薦のご発言があり、全会一致で委員長が選出されました。



(市長!?)

各地区部会での精力的な検討・協議に感謝申し上げます。

また、現在、開催中の市政懇談会では貴重な意見・提言をいただいております。市民の皆さんの市政に対する熱意を感じております。

以下、委員長を議長として会議を進行していただきました。

■ 各地区部会の報告

第6回全体会議以降の各地区部会における条例素案第4章から第6章までの検討内容について、それぞれ各地区部会の委員の皆さんから報告をいただきました。

■ 条例素案第4章から第6章までの検討事項の取りまとめ

第4章から第6章までの取りまとめとして、次の内容を市民会議として確認し、条例（案）作成のための作業部会に報告することとしました。

素案条文全体を通して

1) 各条文の結びの表現について、「同じような言葉の言い換えは必要か?」「自発的・積極的な表現が望ましい!」という意見が多くあったので、条例（案）作成のための作業部会に「市民の皆さんが理解しやすいよう整理する必要がある」旨報告することとしました。

素案各条文について

表のとおり取りまとめました。なお、表に記載されていない各条文についても、それぞれの条文及び須崎市の条例との整合性を図りながら作成するよう確認されました。

項 目	取りまとめ内容
第16条	文章のくくりの表現は、条文全体を通しての事項のなかで検討すること。 「市議会」を「議会」という意見については、条例素案どおりとする。
第17条	第3項について、当然のことなので必要ないのではという意見もありましたが、議員の皆さんはもとより市民の皆さんにも、再度、議員の責務を認識してもらうために削除せず条例素案どおりとする。
第18条	第2項中「所掌」を平易な表現にするか、分かりやすい解説をいれるなどの工夫をすること。

項 目	取りまとめ内容
第19条	公務員の職務を誠実かつ公正にするだけでなく、地域の担い手として様々な行事やボランティア活動を促す項目を追加すべきとの意見が出されました。条例素案に対する加筆・修正でなく新たな項の追加ということなので、委員の皆さんに今一度持ち帰ってもらい検討してもらおうこととし、次回へ【保留】となりました。
第20条	「総合計画」についてわかりやすい解説を付記すること。 必要に応じた見直しの実施について、新たな項で明記するかどうかを検討すること。 「この条例の理念に・・・」については、他の条文でも記述されているので変更は要しない。
第22条	外部監査導入について意見がだされたが、現段階での検討は難しいので、事務局に外部監査制度に関する資料提供を依頼し今後の検討課題とする。
第24条	行政評価を行うのが外部か内部かという問題もあるが、要はいかに客観的な行政評価になるかが重要であるため、今後の検討課題とする。
第25条	解説を充実させること。
第26条	公開できる情報について、その提供方法や情報の内容が広く周知できるような仕組みとなるよう解説で補う。
第27条	公民館活動や民生委員活動、自主防災活動など地域の情報収集に苦慮する実態もあるが、当該条文では市の保有する情報の保護について明記するもので、この条文に弾力的な運用について表記することは困難と考えられますので、現段階では条例素案どおりとする。

※ 個人情報の取扱いについては、それぞれの活動のなかで関係機関と調整し工夫する方向で検討する必要があると考えられます。

■ 今後のスケジュール

6月～8月の間に各地区部会で第7章から第10章までを検討し、全体会議で取りまとめを行う。

次回（第8回全体会議）日程

日時：平成21年8月25日（火） 午後7時～

場所：須崎市総合保健福祉センター

■ その他

今後、副委員長の選任について検討し、必要なら選出する。

[閉会]